### 賛助会員に関する規程

平成 4 年 4 月 2 3 日 規程第4号

改正 平成15年 4月 1日規程第1号 改正 平成23年10月 3日規程第4号 改正 平成25年 3月29日規程第6号 改正 令和 6年 3月29日規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人介護労働安定センター(以下「当センター」という。) 定款第55条第2項の規定に基づき、賛助会員に関する事項を定めることを目的とする。

### (会員の資格)

第2条 当センターの目的に賛同する者を、当センターの賛助会員とすることができる。

### (会員の種別)

- 第3条 本会に次の会員を置く。
  - (1) 法人賛助会員 法人賛助会員は、法人又は団体の事業所単位での加入とする。
  - (2) 個人賛助会員 個人賛助会員は、個人又は個人事業所単位での加入とする。

### (入会)

第4条 賛助会員になろうとする者は、賛助会入会申込書(様式第1号)により、当センター会長あて申し込むものとする。

### (加入期間)

- 第5条 賛助会加入期間は、次に掲げる期間とする。
  - (1) 入会当初(初回) 加入月から直近の3月まで
  - (2) 加入期間の満了に当たり引き続き賛助会員となる場合 4月から翌年3月まで

### (会費)

- 第6条 賛助会員は、会費として次に掲げる額を当センターに納入しなければならない。
  - (1) 入会当初(初回) 入会月から直近の3月までの月数に応じた額として、別表に掲げる新規加入月に対応する初回会費(月割額)。
  - (2) 加入期間の満了に当たり引き続き賛助会員となる場合 法人賛助会員にあっては、1口当たり年額20,00円、個人賛助会員にあっては、1口当たり年額10,00円。

第7条 前条に規定する会費の50%以上を公益目的事業に計上する。

(特典)

第8条 第4条に規定する入会申込み及び第6条に規定する会費納入を完了した賛助 会員は、賛助会員を対象とした特典を利用できるものとする。なお、特典の内容は 別に定める。

(会員情報の変更)

第9条 賛助会員は、賛助会入会申込書に記載した事項(会員情報)に変更が生じた場合は、「賛助会員情報変更届」(様式第2号)により、当センター会長あて届け出るものとする。

(退会)

- 第10条 賛助会を退会しようとする者は、賛助会退会届(様式第3号)により、当センター会長あて届け出るものとする。
- 2 賛助会を退会しようとする者は、退会する日の属する年度の会費(第5条第1号に規定する加入期間にある賛助会員にあっては、第6条第1号に規定する初回会費 (月割額)。)の返還を求めることはできない。

(改正)

第11条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に 定めるものとする。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日において現に入会している賛助会員は、改正後の法人賛助 会員とみなす。

附則

この改正は、平成24年2月1日から施行する。

附則

この規程は、公益財団法人への移行登記の日から施行する。(平成24年6月22日 理事会議決)

附則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月7日理事会議決)

### 入会当初(初回)の1口当たりの会費額 (入会月から直近3月までの月数に応じた額)

(会費上段:法人会費/下段:個人会費)

	(会費上段:法人会費/下段:個人会					
新規	初回加入期間	初回会費	翌加入期間	翌会費		
加入月	7771年177日/入7971日	(月割額)	以降	以 降		
1月	1月~3月	5,000円	4月~3月	20,000円		
1月	〔3ヶ月間〕	2,500円	〔12ヶ月間〕	10,000円		
9.□	2月~3月	3,300円	4月~3月	20,000円		
2月	〔2ヶ月間〕	1,600円	〔12ヶ月間〕	10,000円		
9.⊞	3月~3月	1,600円	4月~3月	20,000円		
3月	〔1ヶ月間〕	800円	〔12ヶ月間〕	10,000円		
4 🖽	4月~3月	20,000円	4月~3月	20,000円		
4月	〔12ヶ月間〕	10,000円	〔12ヶ月間〕	10,000円		
5月	5月~3月	18,300円	4月~3月	20,000円		
5月	〔11ヶ月間〕	9,100円	〔12ヶ月間〕	10,000円		
a <sup>[]</sup>	6月~3月	16,600円	4月~3月	20,000円		
6月	〔10ヶ月間〕	8,300円	〔12ヶ月間〕	10,000円		
7月	7月~3月	15,000円	4月~3月	20,000円		
<i>1</i> / / /	〔9ヶ月間〕	7,500円	〔12ヶ月間〕	10,000円		
8月	8月~3月	13,300円	4月~3月	20,000円		
ОЛ	〔8ヶ月間〕	6,600円	〔12ヶ月間〕	10,000円		
9月	9月~3月	11,600円	4月~3月	20,000円		
	〔7ヶ月間〕	5,800円	〔12ヶ月間〕	10,000円		
10 日	10月~3月	10,000円	4月~3月	20,000円		
10月	〔6ヶ月間〕	5,000円	〔12ヶ月間〕	10,000円		
11 □	11月~3月	8,300円	4月~3月	20,000円		
11月	〔5ヶ月間〕	4,100円	〔12ヶ月間〕	10,000円		
19 ⊟	12月~3月	6,600円	4月~3月	20,000円		
12月	〔4ヶ月間〕	3,300円	〔12ヶ月間〕	10,000円		

## ● 賛 助 会 入 会 申 込 書 ●

公益財団法人介護労働安定センター会長 殿

公益財団法人介護労働安定センターの事業趣旨に賛同し、賛助会員となることを申し込みます。

				令和	年	月	日
	賛助会費(年額)			加入口数・賛助会費額			
賛 助 会 費	法人会員	1 🗆 2 0	, 000円		П	円	
	個人会員	1 🗆 1 0	,000円	<b> </b>		円	
			会費については、当 に、寄附金として損金				す。
フ リ ガ ナ							
事業所名又は氏名							
フ リ ガ ナ							
代 表 者 名 (法人・団体の場合)							
所在地又は住所		・道 ・県					
電話番号: — —	_		FAX番号:	_	_		
メールアドレス			@				
<i>7-10)</i> F <i>D X</i>	今後、本部・支部よりメールでのご案内を行ってもよろしいですか。 口はい 口いいえ						
担当者	氏 名(役 連絡先(電話番	職): 号):		_			
機関誌等の送付先	送付先名						
(上記と異なる場合)	住所	ー 都・道 府・県					
※法人会員様対象	町村)を掲載する □ 希望する ◆掲載希望事業所 〔 ◆さらに、上記	特典として、当セン ることができます。 る □ 希望 所名が上記と異なる 事業所から会員事業 希望される場合は、	/ターのホームペー 掲載を希望しますが !しない 場合、その事業所が 場合、その事業所が さ者様のホームペー ホームページアド	か。 名をお書きくた ジをリンク先と	さい。 として設定	)	
0 -> 10 // 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1		++ × 1, 1/ , ++ 1 ,	*	<b>+</b> **•			

◎ご提供いただいた個人情報は、個人情報管理規程に基づき厳重に管理するとともに、当センター事業のご案内及び各種案内等の送付並びに各種割引購入等に際しての本人確認以外には使用いたしません。

◆お申し込み・お問い合わせはこちらまで・・・	
公益財団法人介護労働安定センター ●●支部	
●●県●●市●●●●●●●●●●●●●●	担当:●●

本部・支部	
通信欄	

## (公財)介護労働安定センターは特定公益増進法人です

~~~賛助会員会費は、以下により税控除や損金処理の対象としていただくことが可能です。~~~

### 口 寄附金税制

公益法人制度改革に伴い、寄附金税制について、次のように整備されています。

(イ) 公益社団法人・公益財団法人に寄附をした個人・法人に対する優遇措置

公益社団法人・公益財団法人は、全て特定公益増進法人となり、寄附金優遇措置の対象となります (法37④、 令77 三、所法78②三、所令217 三)。

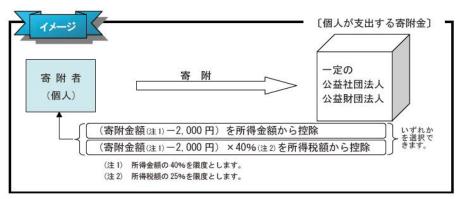
### A 個人が支出する寄附金

(A) 寄附金控除(所得控除)

個人が、国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し寄附金を支出したときは、それらの寄附金の額の合計額(所得金額の40%が上限)から2,000円を控除した金額が寄附金控除として所得から控除されることとなります(所法78①)。

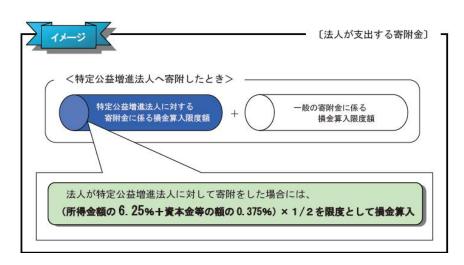
(B) 公益社団法人等寄附金特別控除(税額控除)

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等に対し寄附金を支出したときは、(A)との選択により、それらの寄附金の額の合計額(原則として所得金額の40%が上限)から2,000円を控除した金額の40%相当額(その年分の所得税額の25%が上限)が公益社団法人等寄附金特別控除としてその年分の所得税額から控除されることとなります(措法41の18の3①)。



#### B 法人が支出する寄附金

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています(令77 の 2 )。



### (参 考)

- ・ 特定公益増進法人とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして所得税法施行令第217 条又は法人税法施行令第77条において列挙されている法人をいいます。
- ・ 個人又は法人が、特定公益増進法人に対する寄附金を所得控除又は損金算入するためには、「主たる目的である業務に関連する寄附金であることの証明書」等の保存や確定申告書への添付等が必要となります(法37⑨、 規則24、所令262、所規47の2③)。
- ・ 個人が、一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等に対する寄附金を所得税額から控除するためには、「公益社団法人等が一定の要件を満たすものであることの行政庁の証明書の写し」等を公益社団法人等から交付を受け、確定申告書へ添付する必要があります(措法41 の18 の3②、措規19 の10 の4⑩)。

### (様式第2号)

# 賛助会員情報変更届

公益財団法人介護労働安定センター 会長 殿

以下のとおり、会員情報を変更します。

| 会員コード(5桁)          |     |                          |      |           |
|--------------------|-----|--------------------------|------|-----------|
| 事業所名<br>又は         | (旧) |                          |      |           |
| 氏 名                | (新) |                          |      |           |
| 所 在 地<br>又 は       | (旧) | ₸                        |      |           |
| 又 は<br>住 所         | (新) | ₹                        |      |           |
| 代表者名               | (旧) |                          |      |           |
| (法人・団体の場合)         | (新) |                          |      |           |
| 電話番号               | (旧) |                          |      |           |
| 電話番号               | (新) |                          |      |           |
| 資 料 送 付 先          | (旧) | (住 所)<br>(氏 名)<br>(電話番号) | ₹    |           |
| 変更となる日付<br>年 月 日から | (新) | (住 所)<br>(氏 名)<br>(電話番号) | ₹    |           |
| 法人·個人区分            |     | □法人 →                    | • 個人 | □ 個人 → 法人 |
| 加入口数               | (旧) |                          | 口(計  | 円/年)      |
| 加八口奴               | (新) |                          | 口(計  | 円/年)      |

# 賛助会退会届

公益財団法人介護労働安定センター 会長 殿

下記の理由により公益財団法人介護労働安定センター賛助会を退会します。

| 退会年<br>(年度末日での記入<br>す。) | 、をお願いしま     | 令和 | 年                       | 月     | В                               |
|-------------------------|-------------|----|-------------------------|-------|---------------------------------|
| 会員コード                   | 〔5桁〕        |    |                         |       |                                 |
| 事 業 i<br>又<br>氏         |             |    |                         |       |                                 |
| 所 在<br>又<br>住           | 地<br>は<br>所 | ₹  |                         |       |                                 |
| 代表<br>(法人·団体            |             |    |                         |       |                                 |
| 電話:                     | 番 号         |    |                         |       |                                 |
| 退会                      | 理由          |    | □事業休止<br>法人解散<br>圣費削減 □ | 諸事情によ | 制変更<br>り 口自己都合<br>必要なし 口退職<br>) |